鹿児島県立短期大学紀要掲載に係る利用許諾書

鹿児島県立短期大学　学長　殿

　私は，「鹿児島県立短期大学紀要」（人文社会編，自然科学編—何れかを○で囲む）第　　号に掲載される著作物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （「タイトル名： |  | 」）を |

鹿児島県立短期大学で電子化し，国立情報学研究所のJAIRO Cloud（NII共用リポジトリサービス）で公開することについて，

１　無償で許諾する。

２　許諾しない。

 （該当する方を囲む）

　なお，上記の許諾の対象は，以下のものとする。

１　著作物全体

２　著作物の一部（指定箇所を記入： ）のみ

 （該当する方を囲む）

令和　年　月　日

所属

住所

氏名 印

所属

住所

氏名 印

（共同執筆者が多数に渡る場合は，別の利用許諾書に記入）

注　「許諾」の意味

１　著作物の電子化及び公開を実現するためには以下の処理が最低限不可欠であり，これらの処理を行うためには著作物に対しそれぞれの権利が関係するとともに，これらの権利は著作権者が専有するものである。（著作権法）

* + - 著作物の内容をデジタル化し，ハードディスク等の装置に蓄積すること(複製権:21条)
		- 蓄積した情報をネットワークを経由して提供すること(公衆送信権:第23条。ただし，有線で同一構内の場合は権利は発生しない。第2条第1項7の2)（ネットワーク利用を前提としたサーバへのアップロード等の送信可能化権を含む。）
		- 蓄積した情報をダウンロード及びプリンターで印刷すること(複製権:第21条)

２　これらの権利との関係に配慮しながら，電子化及び公開を実現するためには，著作権法第６３条に規定する著作権者の利用の許諾が必要である。

|  |
| --- |
|  （著作物の利用の許諾）第六十三条　著作権者は，他人に対し，その著作物の利用を許諾することができる。２　前項の許諾を得た者は，その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において，その許諾に係る著作物を利用することができる。３　第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は，著作権者の承諾を得ない限り，譲渡することができない。４　著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は，契約に別段の定めがない限り，当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。５　著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が，その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については，第二十三条第一項の規定は，適用しない。 |